

申請方法について

購入前に申請が必要です

☞ 電子申請の場合(せんだいオンライン申請)

QRコードを読み取り申請してください。



☞ 郵送申請の場合

障害者総合支援センターに申請書類を郵送してください。

申請書類は下記のQRコードのアクセス先からダウンロードしてください。



※各区・宮城総合支所障害高齢課でも申請が可能です。

問い合わせ・申請書送付先

仙台市障害者総合支援センター

〒981-3133

仙台市泉区泉中央2-24-1

TEL 022-771-6511

Fax 022-371-7313

Eメール wellport-reha@city.sendai.jp



補装具費支給制度のご案内 (補聴器等)

聴覚に障害のある方の聞こえの確保のために、補聴器の購入・修理、人工内耳用音声信号処理装置の修理にかかる費用を支給します。



仙台市障害者総合支援センター
令和6年12月

補装具費支給制度とは…?

補装具費支給制度は、身体に障害のある方が日常生活を送る上で、必要な補装具（義肢、装具、車椅子、補聴器等）を購入・修理をする際に、その費用の一部または全部を支給する制度です。

対象となる聴覚障害系補装具

- 補聴器本体
- イヤモード
- 補聴システム（受信機、送信機等）
- 人工内耳用音声信号処理装置の修理

支給額について

- 補聴器等の購入・修理費用と基準上限価格を比較して、低い方の額の9割を支給します。
- 生活保護世帯、市民税非課税世帯の場合は、購入費用と基準上限価格を比較して、低い方の額を全額支給します。

名称	基準上限価格（円）
高度用ポケット型	46,640
高度用耳かけ型	49,184
重度用ポケット型	62,540
重度用耳かけ型	75,472
耳あな型（オーダーメイド）	153,594
イヤモード	10,070
人工内耳用音声信号処理装置の修理	33,000

- ☞原則、片耳に対し、耳かけ型補聴器の購入費の支給となります。
- ☞差額を自己負担し、希望の補聴器を購入することは可能です。
- ☞デジタル補聴器を購入の場合はデジタル補聴器調整料(2,000円)が加算されます。

対象者

- 身体障害者手帳（聴覚障害）を有する方
 - 障害者総合支援法の対象疾病を有し、高度難聴と同程度の方
- 下記の場合は**対象外**です。
- ☑ 他の制度を利用できる場合。
 - ☑ 障害者本人または配偶者の市民税所得割額（税率6%で換算）が46万円以上ある場合。

申請に必要な書類

★印の様式は当センターホームページからダウンロードができます。
○印の様式は電子申請をご利用の場合は不要です。

年齢	状況	必要な書類
8歳未満	購入の場合	・申請書(★)(○) ・補装具費支給意見書(★)
	修理の場合	・申請書(★)(○) *人工内耳用音声信号処理装置の修理の場合は人工内耳用音声信号処理装置確認票(★)と見積書が必要です。
8歳以上	購入の場合	文書判定をご希望の場合 ・申請書(★)(○) ・調査票(★)(○) ・補装具費支給意見書(★)
		直接(来所)判定をご希望の場合(当センターで実施します) ・申請書(★)(○) ・調査票(★)(○)
	修理の場合	・申請書(★)(○) *人工内耳用音声信号処理装置の修理の場合は人工内耳用音声信号処理装置確認票(★)と見積書が必要です。